

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業理念のもとコーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するため、以下の5点を基本方針に掲げ、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

<基本方針>

(1) 株主の権利・平等性の確保

株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

企業理念のもと、常に人間・社会・地球の将来を最優先に考える企業姿勢、公正で透明性の高い企業活動が求められることを認識し、従業員・お客様・地域社会等様々なステークホルダーとの協働に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

会社の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づき適切な開示を行うとともに、ホームページ等においてタイムリーで有用性の高い情報を随時開示してまいります。

(4) 取締役会等の責務

透明・公正かつ迅速・果断な意思決定により、企業価値の最大化を図るため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。

(5) 株主との対話

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-10. 任意の仕組の活用】

○補充原則4-10-1

当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員及び代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の協議を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

○政策保有に関する方針

当社が行う事業において、今後も成長を続けていくために、様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に政策保有株式として保有しています。

政策保有株式については、取締役会にてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを毎年検証します。なお、その内で保有の意義が必ずしも十分でないと判断される場合には、縮減に努めます。

○議決権行使の基準

議決権の行使は、当該投資先企業の経営方針・戦略等を把握した上で、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、株主の皆様との共同の利益を害することがないよう、取引先等との関係について、明確かつ客観的な判断基準に基づいて、常に公平・公正な取引を行うことをコンプライアンスマニュアルに定めています。

また、取締役会規程では、関連当事者間の取引に関する決議について、「該当する特別の利害関係を有する役員は、議決に加わることができないこと」、「この場合には、その取締役の数は出席した取締役の数に算入しないこと」を定めております。さらに、当社取締役役に対しては、関連当事者との取引に関する調査を毎期実施しており、関連当事者の取引について管理する体制を構築しております。

なお、法令等の開示基準に沿って、関連当事者間の取引の内容について、株主総会招集通知等へ開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出年金制度を導入しており、加入者である従業員が自ら年金資産を運用しているため、当社はアセットオーナーとしての機能を有していません。しかしながら従業員の安定的な資産形成を図るために、運営管理機能を活用したサポートを行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループは、昭和12年の設立以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今日よりも高きものに」のもと、駆動系製品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、「独立企業として技術を中心にして、ユニバンスブランドを確立する」を中期経営ビジョンに掲げ、一つ目は「新技術と既存技術の融合により技術競争力を強化し、顧客の価値を提供し続ける」、二つ目として「環境変化にスピーディ、且つフレキシブルに対応出来る業務プロセスの革新と標準化によりアウトプットの向上を図る」、三つ目として「市場ニーズを捉え、グローバル拠点と本社（各部門）が連携して、顧客価値向上の為に固有技術と管理技術の向上を推進しながら人材育成を行なう」を中期経営方針として、改革に取り組んでおります。

激化する競争を勝ち抜くための顧客価値向上、市場ニーズに適合した商品・技術開発力の強化を行い、顧客重視の提案型ビジネスの確立を推進してまいります。また、ますます激しく早く変化する事業環境に追従していくため、経営判断と執行のスピードアップを図り、効果的な企業運営を推進してまいります。

今後も、中・長期を見据えたグローバル経営としての将来に向けた更なる「経営革新」を図り、売上高営業利益率を経営指標に掲げ、当社グループ一丸による企業価値向上に取り組んでまいります。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「基本的な考え方」欄に記載。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、このうち定額報酬については、各取締役の職務と責任、業績を基準に他社水準等を勘案し、取締役会の委任を受けた代表取締役が取締役会に諮って決定します。定額報酬とは別に、各事業年度の業績に連動した業績連動賞与を導入し、企業業績を取締役報酬へ反映させていくことを基本方針としております。また、長期継続的な成長、並びに企業価値の向上など株主との利害共有の視点から、月額報酬の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、株主総会でご承認頂いた報酬枠の範囲内で、監査等委員会の協議に基づく適正な決定額を支給しております。

執行役員の報酬、賞与は代表取締役が取締役会に諮って決定します。

なお、個別の報酬等につきましては、任意の諮問機関である報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の協議を経て取締役会で決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任にあたっては、株主の負託に応え業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。

また監査等委員である取締役の候補は、監査に必要となる豊富な経験と専門性を有する人材を選任、いずれも代表取締役の推薦をもとに任意の諮問機関である指名委員会に諮り、監査等委員会の協議を経て取締役会で候補者を選任しています。

執行役員の選定は、会社の業務に精通し人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者を代表取締役が推薦し、取締役会にて決定します。

加えて、取締役の解任については、任意の諮問機関である指名委員会に諮り、監査等委員会の協議を経て取締役会で審議し、株主総会にて決議を行い解任致します。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選解任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴等及び選解任理由を記載しています。また、執行役員の選解任理由等は、代表取締役が、取締役会にて説明しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

○補充原則4-1-1

取締役会は、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果敢な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

なお、取締役、執行役員への委任内容については、担当組織・業務等を「株主総会招集ご通知」にて開示しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、社外取締役の独立性判断について、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の判断基準を定めております。

（当社の独立性判断基準は、「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」へ記載）

【原則4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

○補充原則4-11-1

当社では、取締役の選任にあたっては、株主の負託に応え業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持ったメンバーで構成されることが重要であると考えています。なお、当社の社外取締役の機能及び役割としては、経営の監督及び監視機能強化を目的としております。当社経営陣から独立した立場で、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社経営陣に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

○補充原則4-11-2

当社では、社外取締役は責務を全うするため、取締役会への出席及び業務遂行に十分な時間を確保し職務の執行にあたるものとし、他社との兼任状況については毎年公表します。

○補充原則4-11-3

当社の取締役会は、毎年、各取締役の自己評価をベースとして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行います。

【原則4-14. 取締役・監査等委員のトレーニング】

○補充原則4-14-2

当社では、新任役員について、就任時「経営トップセミナー」として外部の階層別研修を受講し、就任後についても、各役員がそれぞれの責務を全うするため、随時社内外の研修をタイムリーに受講しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めています。

決算説明やIRの他、ホームページ上での「お問い合わせ」メールへの対応、経営管理部を窓口とする株主への個別対応を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
鈴木 一和雄	2,473,721	11.88
スズキ株式会社	1,937,200	9.30
大同特殊鋼株式会社	1,900,000	9.12
株式会社静岡銀行	956,000	4.59
株式会社ミツバ	612,200	2.94
谷 史子	507,180	2.43
谷 朗	486,485	2.34
鈴木 真保	338,090	1.62
宮本 愛子	338,090	1.62
株式会社みずほ銀行	330,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
志藤 昭彦	他の会社の出身者											
神村 保	他の会社の出身者					○						
森嶋 正	公認会計士											
藤田 英一	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志藤 昭彦		○	---	企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。
神村 保	○		当社の大株主であるスズキ株式会社の監査役経験者	主要自動車メーカーの監査役の経験があり、高い見識を有していることから、監査体制の強化に有益であると判断しております。

森嶋 正	○	○	公認会計士	公認会計士として高い知見を有しており、客観的かつ中立的に独立した立場から経営の公正・透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。
藤田 英一	○	○	税理士	税理士として高い知見を有しており、客観的かつ中立的に独立した立場から経営の公正・透明性を監督でき、また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、独立役員として届出をしています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する専任のスタッフを配置しております。監査等委員会のスタッフは専任として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室および会計監査人は、適宜連携し、遵法性、内部統制、経営効率の視点から三様の監査を行っております。監査等委員は、内部監査室および会計監査人との連携により情報の収集に努めるなど、監査役機能の強化に向けた取組みを実施しております。また、内部監査室と相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っております。会計監査人との相互連携につきましては、定期的に情報交換を行っており、双方の監査業務の実効性の確保および向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	4	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	4	0	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員を議長とし、代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の協議を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める基準に加えて、以下のとおり独立役員に関する判断基準を定め、当該基準を満たす社外取締役は十分な独立性を有していると判断します。

1. 本人が、現在又は過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者(注1)または出身者でないこと。
2. 本人の近親者等(注2)が、現在又は過去5年間に於いて、当社グループの業務執行者でないこと。
3. 本人が、現在又は過去1年間に於いて、以下の掲げるものに該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主(注3)の業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先(注4)の業務執行者、または当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
 - (3) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額(注5)の金銭等を得ている者
 - (5) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼任している場合の当該他の会社の業務執行者
 - (6) 当社グループから多額の寄付または助成を受けている団体(注6)の業務執行者
4. 本人の近親者等が、現在、3 (1)から3(6)に該当しないこと

注1 業務執行者とは、現に所属している業務執行取締役、執行役員、その他これらに準ずる者及び使用人をいう。

注2 近親者等とは、本人の配偶者または二親等以内の親族若しくは同居の親族をいう。

注3 大株主とは、直近事業年度末における当社株式の議決権比率が10%以上の株主をいう。

注4 主要な取引先とは、直近事業年度の取引額が、当社の連結総売上高または仕入先の連結総売上高の2%を超えるものをいう。

注5 多額とは、当社から收受している対価が年間1,000万円を超えるときをいう。

注6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

当社の社外取締役4名につきましては、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、客観的な見地から経営監視の役割を担っております。内部監査、監査等委員会監査および会計監査の相互連携につきましては、上記、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況に記載のとおりであります。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。尚、ストックオプション制度は導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告により、全役員の総額を開示しております。役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので個別での記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は、定額報酬、業績連動賞与の2本立てとし、株主総会においてご承認頂いた報酬枠の範囲内で決定しております。このうち、定額報酬については、各取締役の職務と責任、業績を基準に他社水準等を勘案し、取締役会の委任を受けた代表取締役が取締役会に諮って決定します。定額報酬とは別に、各事業年度の業績に連動した業績連動賞与を導入し、企業業績を取締役報酬へ反映させていくことを基本方針としております。また、長期継続的な成長、並びに企業価値の向上など株主との利害共有の観点から、月額報酬の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。監査等委員である取締役報酬については、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、株主総会でご承認頂いた報酬枠の範囲内で、監査等委員会の協議に基づく適正な決定額を支給しております。

なお、個別の報酬等につきましては、任意の諮問機関である報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の協議を経て取締役会で決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

取締役会の開催にあたっては、早めの情報提供を心掛け、事前の検討・理解を配慮するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年6月の定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行致しました。提出日における監査等委員である取締役4名のうち3名を社外取締役とし、経営の意思決定・監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。

取締役会は、提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）の8名で構成されております。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

また、当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員及び代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の協議を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

会計監査人は、有限責任あずさ監査法人に委嘱しており、適宜、法令に基づく適正な会計監査が行われております。会計監査業務を執行した公認会計士は、楠元宏氏および金原正英氏の2名であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他14名です。

なお、業務を執行した公認会計士および監査業務に係る補助者等と当社との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために執行役員制度を採用しており、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としており、毎事業年度における取締役の経営責任をより明確化するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。監査等委員である取締役にしましては、4名のうち3名が社外取締役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。

また、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行うなど、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様が株主総会へ出席しやすいように集中日を避けて日程の設定をしています。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席する株主の皆様だけでなく、全ての株主の皆様が適切に議決権を行使できる よう、電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使頂ける環境を整備しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料・会社説明会資料等は発表の都度、トピックスについても適宜掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部	
その他	決算発表を、地域記者クラブ（浜松経済記者クラブ）にて実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「わたくしたちは、人間尊重をもとにたえまない革新を通じ、人々の幸せづくりに貢献します」を企業理念に掲げ、行動指針に基づき活動しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を認証取得し、環境方針を制定し、環境活動への取り組みを積極的に推進しております。環境方針は当社のホームページでも公開しております。CSR活動についても、社会から信頼され、模範となる企業風土作りを目指し、コンプライアンス基準を制定し取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決定し、平成28年3月24日開催の取締役会において、一部改訂をしております。

1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、「コンプライアンスマニュアル」「取締役会規程」「稟議規程」その他の社内規程に則り職務を執行します。
- (2) 取締役、執行役員及び使用人が法令、社会規範、社内の規則等を遵守するための基本事項を定めた「コンプライアンスマニュアル」を遵守するとともに、企業倫理の推進を行うコンプライアンス委員会は必要に応じてこれを改訂します。
- (3) 企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応についてコンプライアンス委員会等で適切に審議します。
- (4) 監査等委員は監査等委員会の定める監査等委員会規則に従い、取締役の職務執行について監査を行います。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報は、法令及び社内規程に基づき、各担当部門に適切に保存および管理させます。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 年度事業計画により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務の執行及び予算の執行を行います。また、重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた社内規程に則り、適切に付議します。
- (2) 各部門の業務遂行に関して発生が予想されるリスクは、各部門において当該リスクの予防や対処に関する社内規程や各種会議体に従って対処します。
- (3) 災害時の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保等を行います。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画及び年度事業計画を基に、組織の各段階で方針を具体化し一貫した方針管理を行います。
- (2) 取締役会を月1回開催する他必要に応じて随時開催し、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役及び執行役員の業務執行状況を監督します。また、平成28年6月27日の監査等委員会設置会社移行後設置いたしました業務執行および執行役員で構成される執行委員会を月2回開催し、取締役会の監督のもと、重要な業務執行の決定、ならびにグループ会社、各部門および各機能の経営上の重要課題について横断的かつ総合的に審議を行います。
- (3) 組織編制を適宜見直し、責任を明確にするとともに関連部門間の連携強化を図り効率的な職務執行体制を構築します。

5) 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) ユニバンスグループの経営ビジョン・中期経営計画を制定し、国内外のグループ会社に展開しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- (2) 関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、事前協議・承認事項・報告事項を定め、関係会社から当社に対し速やかにまたは定期的に報告を受ける体制とします。また、関係会社管理規程に則り、損失の危険が発生した場合は関係会社と連携して適切に対処します。
- (3) 定期的な事前協議・報告を通じて、関係会社の経営・事業活動を適切に管理・監督し、関係会社の業務の適正性・適法性を確保します。

6) 監査等委員がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 法令に従い監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、必要に応じて使用人を置くこととします。
- (2) 監査等委員会が補助者をおく場合には、その人事については、事前に監査等委員会の同意を得ます。

7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、主な業務執行について取締役会等を通じて適宜適切に監査等委員に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、監査等委員会が定めた監査等委員の求めに応じ、随時監査等委員に報告します。
- (3) 内部監査室からは、内部統制に係る整備・運用状況評価の結果を報告します。

8) 監査等委員へ通報した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンスマニュアル」に則り、監査等委員への報告を理由として、いかなる不利益な取扱いを行わないとともに、不利益な扱いを受けないよう適切な措置を講じます。

9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設定します。
- (2) 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (3) 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 主要な会議体には監査等委員の出席を得るとともに、監査等委員による取締役、執行役員および使用人へのヒアリング対応や重要書類の閲覧の機会を確保します。
- (2) 会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会を確保します。
- (3) 監査等委員は、代表取締役および内部監査室との定期的な意見交換会を実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨み、外部専門機関と連携をとり、その不当要求には絶対に応じないことを基本方針とします。

また、従業員向けのコンプライアンス(法令遵守)基準においてもこの方針を明記し、外部専門機関からの情報活用により、定期的に社内への注意喚起を行なっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成29年6月26日開催の第84回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」について、その有効期限を3年間として承認されました。以下、その対応方針の概略をご説明いたします。

※会社の支配に関する基本方針

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

※本対応方針導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為に応ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることと致しました。

※大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

また、大規模買付提案があった事実および当社取締役会に提案された大規模買付情報は、当社株主の皆様が判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社株主の皆様が判断および当社取締役会としての意見形成のために日本語による必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）の提供を受けるためにその必要ナリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付情報の書面での提供を依頼します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが交付項目の一部は以下のとおりです。

- 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
- 大規模買付の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- 大規模買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- 大規模買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
- 大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
- 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- 大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式買付の場合）又は90日以内（その他の買付行為の場合）の日数を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

詳細につきましては、当社ホームページ <https://www.uvc.co.jp> へ「会社の支配に関する基本方針および当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」を記載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

